

2019年9月2日



～ 最短で入院2週間の働けない状態からサポートする保険 ～

「就業不能保険」の発売について



第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)は、必要な保障を組み合わせお客様一人ひとりに“ぴったり”な保険を提供する「ジャスト」の新たなラインアップとして **2019年9月18日**より、「**就業不能保険**」を発売します。

<就業不能保険のポイント>

- ◆ **精神疾患^{※1}を含めた病気やケガの入院などによる働けない状態を幅広く保障します。**
- ◆ **入院などが2週間以上継続した場合に給付金をお支払いします。**

詳細については3ページ以降をご確認ください。

※1 ただし、精神障害を原因とする事故は給付金のお支払いの対象となりません。

「就業不能保険」は、病気やケガによる入院などの「働けない状態」となったときに備える商品です。入院や在宅療養^{※2}が長引くことで「収入の減少」や「(家事代行など)費用負担の増加」といった経済的負担が生じます。それらの負担に対して、本商品は6か月間毎月お支払いする給付金(「就業不能給付金」)でサポートし、すべての人々が安心して働けるよう支え、職場復帰を応援します。加えて、**昨今の入院日数の短期化を踏まえ、「入院2週間の働けない状態」に対しても給付金(「短期就業不能給付金」)**を設けています。

なお、「就業不能保険」は、ご契約時に健康診断書等を提出することで保険料が割引になる「健康診断割引特約」(以下、「健康診断割」)の対象となります。こちらの特約は2018年4月の発売当初からご好評いただいております。

また、精神疾患の患者数が増加しているという現状を踏まえ、当社保険にご加入の方全てを対象としたサービスとして、お客様のこころの悩みや不安について、臨床心理士等からの専門的なサポートを受けることができる「**こころの電話相談**」を新たに提供します。(提供:(株)保健同人社)

当社では、商品とサービスを一体で提供することにより、健康増進などお客様一人ひとりのQOL向上に貢献する新たな付加価値を提供するとともに、日本が抱える社会的課題の解決に果敢に挑戦する取り組みをより一層推進します。

※2 医師の指示にもとづき、公的医療保険の在宅患者診療・指導料の算定対象となる診療・指導等を受けながら日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。

第一生命では、「就業不能保険」の販売開始に伴い、9月4日より『ワークライフ応援キャンペーン』を実施します。本キャンペーンでは、皆様のご愛顧に感謝し、素敵な賞品を多数ご用意しています。詳細は、お近くの第一生命もしくは担当の生涯設計デザイナーまでお問い合わせください。

「就業不能保険」の開発の背景

一億総活躍社会や働き方改革が推進され、フリーランスの増加や女性活躍の推進など働き方が多様化する中、(公財)生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」によると、世帯主が働けなくなった場合の生活資金に対する経済的な備えについて調査対象のうち、約7割の方が「不安に感じている」という結果が出ています。

また、当社実施のアンケート調査結果からも、「ジャスト」で提供している3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)や医療費への備えと同程度に「働けなくなったときの備え」に対して、若い方を中心に高いニーズがあることが伺えます。

「ジャスト」の商品ラインアップに、新たに「就業不能保険」を加えることで、より充実した保障をお客さまに提供していきます。

アンケート項目「今後、備えたいと思う保障」について

| | 20代 | 30代 | 40代以上 |
|---------------------|------------|------------|-------|
| 働けなくなったときの備え | 34% | 26% | 17% |
| 万が一の備え | 35% | 38% | 28% |
| 3大疾病の備え | 26% | 23% | 20% |
| 病気・ケガへの備え | 42% | 35% | 33% |
| 老後の資産形成 | 15% | 17% | 15% |
| ストック資金の活用 | 14% | 19% | 8% |

【出典】第一生命Web調査(2017年度)

<働けない状態のリスク>

14日以上入院するリスク

一般的に入院日数は短期化していますが、なかには長引くものがあります。たとえば、当社入院給付金お支払実績(平均)では、うつ病の入院は50.6日、切迫早産の入院は20.6日となっています。

■平均入院日数



第一生命の入院給付金支払実績(2015年4月～2019年3月)より

長期入院から仕事復帰までの期間

30日以上長期入院をした人は、仕事復帰までに約4か月(122.3日)かかっています。

■30日以上入院した人の復職までの期間



2019年3月第一生命Web調査より

<フリーランスや働く女性もサポート>

フリーランスは、社会保障制度が十分と言えないケースが多く、一般的に会社員等と比べて自助努力の必要性が高くなります。入院などで自分自身が働けなくなった場合の備えとして、本商品をよりお役立ていただけます。

また、女性活躍の推進により、妊娠・出産を経験しながら、仕事を続ける女性が増えています。本商品では切迫早産などにより入院し休職するリスクにも備えられます。

ポイント①**病気やケガによる継続した入院などを幅広く保障します。**

- ✓ 精神疾患や切迫早産などによる入院で働けないときにも備えられます。
ただし、精神障害を原因とする事故や正常分娩による入院などは給付金のお支払いの対象なりません。

ポイント②**入院または在宅療養^{※3}が14日以上継続したときに給付金をお支払いします。**

- ✓ 短期就業不能給付金
14日以上継続した場合、一時金をお支払いします。
- ✓ 就業不能給付金
30日以上継続した場合、給付金月額^{※3}の6か月分の給付金をお支払いします。

ポイント③**30日以上継続した場合****入院等の継続を問わず、給付金月額の6か月分の給付金をお支払いします。**

- ✓ 6か月分の給付金を一括でお受け取りいただくこともできます。

ポイント④**それぞれの給付金は通算で10回までお支払いすることができます。**

- ✓ 回復後に再度入院した場合や働けない状態が長引いた場合にもしっかり備えられます。

保障内容

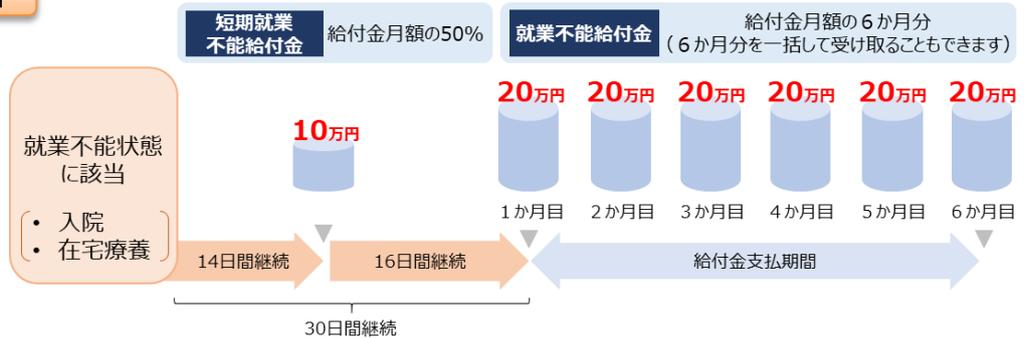
| 給付金 | お支払事由 | お支払い金額 | 支払限度 |
|-----------|------------------------------------|----------------------------------|-------|
| 短期就業不能給付金 | 入院・在宅療養 ^{※3} が14日以上継続したとき | 給付金月額50% | 通算10回 |
| 就業不能給付金 | 入院・在宅療養 ^{※3} が30日以上継続したとき | 給付金月額の6か月分 (6か月間毎月支払 or 一括受取) | 通算10回 |

| | 内容 |
|----------|---|
| 正式名称 | 就業不能保険(無解約返還金)(2019) |
| 契約年齢 | 15歳～65歳 |
| 保険期間 | 定期(10・15・20年満期、65・70歳満期) |
| 給付金月額 | 5万円～100万円(この商品に単体で加入する場合は20万円から) 収入等によって加入できる月額の上限が異なります |
| 健康診断割引特約 | 対象 |

仕組図・保険料

【契約例】

給付金月額:20万円



【月払保険料(口座振替扱)】 給付金月額20万円、保険期間10年

| | 男性 | | 女性 | |
|-----|--------|---------|--------|---------|
| | 健診割なし | 健診割基本割引 | 健診割なし | 健診割基本割引 |
| 20歳 | 1,074円 | 970円 | 1,228円 | 1,158円 |
| 30歳 | 1,544円 | 1,370円 | 1,774円 | 1,692円 |
| 40歳 | 2,570円 | 2,212円 | 1,986円 | 1,832円 |

ご提出いただく健康診断書の結果が所定の要件を満たせば、「健診優良割引」としてさらに保険料が割引になります。

※3・「在宅療養」とは医師の指示にもとづき、公的医療保険の在宅患者診療・指導料の算定対象となる診療・指導等を受けながら日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。

・給付金のお支払いの対象とならない場合があります。たとえば、医師から「しばらく休んだほうがよい」との指示による自宅静養であっても、公的医療保険の在宅患者診療・指導料が算定対象とならない場合は、短期就業不能給付金・就業不能給付金をお支払いできません。

- この資料は2019年9月時点の商品(特約)の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また契約の際には「重要事項説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。
- 掲載のサービスは2019年9月時点の内容であり、予告なく変更・終了することがあります。
- 第一生命の提携先が保有するサービスについては、第一生命が提供するものではありません。サービスの利用によって生じた損害について、第一生命は責任を負いません。

(登) C19P0200(2019.8.26)